

【施策06】 地域福祉

～誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち～

- ◆展開方向01 地域の課題に関心を持ち、行動し、「支えあい」をはぐくむ人づくりを進めます。
- ◆展開方向02 市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。
- ◆展開方向03 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。

展開方向01	1 社会福祉功労者顕彰事業費	41
	2 社会福祉関係団体補助金	43
	3 地域高齢者福祉活動推進事業費	45
展開方向02	1 地域福祉推進事業費	47
	2 更生保護活動促進事業費	49
展開方向03	1 民生児童協力委員関係事業	51
	2 民生児童委員関係事業費	53
	3 権利擁護推進事業費(一般会計)	55
	4 小災害見舞金	57
	5 権利擁護推進事業費(介護特会)	59

(このページは白紙です)

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	社会福祉功労者顕彰事業費	301A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市社会福祉功労者表彰式における市長表彰等に関する要綱			
個別計画				
事業開始年度	昭和57年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	05 社会福祉総務費			

施策	06 地域福祉		
展開方向	06-1 地域の課題に関心をもち、行動し、「支えあい」をはくむ人づくりを進めます。		
行政の取組	06-1 支えあいをはくむ人づくり		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	高橋 健二		

事業概要	長年にわたり社会福祉活動を担っている人を顕彰することにより、地域福祉活動の促進と地域連携意識を高めるとともに、今後も市民の積極的な社会福祉活動の協力を求めていくためにも社会福祉の各分野で顕著な功績のあった人を顕彰し、その功績を称え、社会福祉活動の促進と意識の高揚を図る。
対象 (誰を・何を)	市内で福祉活動を10年または20年以上継続している個人及び団体
求める成果 (どのような状態にしたいか)	対象者が今後もますます地域福祉活動に積極的に関わりを持ってもらうとともに、更にその活動の促進と地域連携意識の高揚を図る。
事業概要	地域福祉に顕著な功績のあった者を顕彰し、地域福祉活動の促進と地域連携意識の高揚を図る。
実施内容	市内で社会福祉活動を10年または20年以上継続している個人及び団体に対し、各福祉団体からの推薦を得て表彰する「尼崎市社会福祉功労者表彰式」を年1回開催する。 <平成29年度実績> ・被表彰団体(者)数 団体表彰:16団体、個人表彰:35人、個人感謝:59人 ・開催日 平成29年10月17日 ・開催場所 サンシビック尼崎 中央地区会館

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	81	156	156	
報償費	22			
需用費	47			
委託料		156	156	
使用料及び賃借料	12			
人件費 B	2,000	875	872	
職員人工数	0.25	0.11	0.11	
職員人件費	2,000	875	872	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	2,081	1,031	1,028	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	2,081	1,031	1,028	

事業成果の点検

評価指標	受賞者・団体数(成果指標の設定が困難なため、活動指標を設定)						単位	人・件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	195	28年度	134	29年度	110
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った 各種団体等からの推薦に基づき、対象者を的確に把握し、表彰している。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域福祉活動推進の重要性が高まる中、地域において社会福祉活動に功績をあげた人を表彰し、社会福祉活動推進と地域連携意識の高揚を図ることは必要である。また、地域において社会福祉活動に功績があった人を表彰することにより、地域福祉活動のより一層の推進を図ることができる。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	無	本事業は地域社会福祉の活動に功績があった人を表彰するものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	有 無	無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市において、当市と同水準で実施しているのは神戸市・西宮市・伊丹市・三田市。その他兵庫県(功労者表彰)及び国(社会福祉功労者厚生労働大臣表彰)において同水準の表彰あり。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	無	平成29年度より、尼崎市社会福祉協議会に一部委託する。
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容 地域団体等の推薦に基づき、市長が表彰・感謝を行う。
現状 将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	社会福祉功労者顕彰事業を通し、市内の社会福祉活動のより一層の推進を図ることができた。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 今後、地域福祉活動推進の重要性が高まる中、地域において社会福祉活動に功績をあげた人を表彰し、社会福祉活動推進と地域連携意識の高揚を図ることは、引き続き重要である。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	社会福祉関係団体補助金	30BA	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市社会福祉法人助成条例等		会計	01 一般会計
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価・無)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和41年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	06 地域福祉				
展開方向	06-1 地域の課題に関心をもち、行動し、「支えあい」をはくむ人づくりを進めます。				
行政の取組	06-1 支えあいをはくむ人づくり				
局	健康福祉局	課	福祉課	所属長名	高橋 健二

事業概要	事業実施趣旨 尼崎市社会福祉協議会及び尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会は、収益事業を行う団体ではないため、これらの団体が実施する事業運営の安定化を図る必要がある。
対象(誰を・何を)	尼崎市社会福祉協議会、尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市社会福祉協議会がボランティア活動等を推進することにより市民福祉の増進に寄与するとともに、尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会の活動が、犯罪者の自立更生及び犯罪の予防等、更生事業の促進を図り、明るい地域社会の形成に寄与する。
事業概要	尼崎市社会福祉協議会及び尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会に対して活動助成を行う。また、平成30年1月から尼崎市社会福祉協議会が、6地区の民生児童委員協議会事務局を担うことに係る人件費相当の助成を行う。
実施内容	1 あまがさき地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、尼崎市社会福祉協議会が地域福祉の推進に取り組み事業経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。また、対象となる事業は市協が創意工夫のもと、次に掲げる事業とする。(16,747千円) (1) 市協が行うボランティア活動普及・啓発事業 (2) ボランティアグループ助成事業 2 地域福祉全般に精通した学識経験者を市社会協のマネジメントアドバイザーとして招聘する経費を補助することで、地域福祉活動専門員の育成、尼崎市社会福祉協議会の運営に係る理事会や事務局への助言等を行うことで、本市の地域福祉計画のより一層の推進を図る。(1,296千円) 3 尼崎市保護司会及び尼崎地区更生保護女性会の活動を助成することにより、犯罪者の自立更生及び犯罪の予防等、更生事業の促進を図り、明るい地域社会の形成に寄与する活動を行う。(610千円) 4 尼崎市地区民生児童委員協議会補助金 平成30年1月より、尼崎市社会福祉協議会が地区の民生児童委員協議会事務局を担うことに係る人件費相当を補助する。

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	24,746	40,821	68,313	
負担金補助及び交付金	24,746	40,821	68,313	6地区民生児童委員協議会事務局の市社協移管による補助金の増
人件費 B	2,479	2,466	2,378	
職員人工数	0.31	0.31	0.30	
職員人件費	2,479	2,466	2,378	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	27,225	43,287	70,691	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
その他	8,025	6,721	11,421	市民福祉振興基金運用収入及び繰入金
の内訳	19,200	36,566	59,270	
一般財源				

事業成果の点検

評価指標	尼崎市社会福祉協議会(ボランティアセンター)による相談受付及びコーディネート件数							単位	件	
目標・実績	目標値	前年度の実績	達成年度	年度	27年度	5,217	28年度	3,850	29年度	3,271
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	平成27年度から相談受付件数及びコーディネート件数は減少傾向にあるものの、平成29年度から各支部協にささえあい地域活動センター「むすび」を設置し、ボランティア講座等の受講者の中で、地域活動への参加を希望する人を活動につなげる取組を進めており、新たな担い手の確保に取り組んでいる。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	ボランティアセンターでは、ボランティアを希望する人を様々な地域福祉活動につなぐコーディネート機能を持つほか、地域福祉の新たな担い手の発掘、育成を行うなど、地域福祉の推進にとって必要な事業となっている。加えて、6地区民生児童委員協議会事務局の移管に伴う活動の補助が必要である。 また、保護司会及び更生保護女性会については、本市の更生保護活動や更生保護にかかる啓発活動の中心となる実質的な地域住民団体(保護司は身分上は国家公務員)であり、本市の補助金なしには活動に支障が生ずる恐れがあるため、引き続き補助が必要である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・ボランティアセンターについては、阪神7市(西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、川西市、三田市)のボランティアセンターの相談受付及びコーディネート件数の集計基準が様々であるほか、年度により変更が生じており、相談受付及びコーディネート件数では比較することが出来ない。 なお、阪神7市中、三田市(市がボランティアセンターを直営)を除いて全て各市社会福祉協議会への補助を行っている。 ・民生児童委員協議会の事務局については、阪神7市で事務局の実施主体が様々なため、比較することが出来ない。 (尼崎市)市社協(西宮市)市(芦屋市)市(宝塚市)なし(川西市)市社協(三田市)市
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状 将来像	内容
	尼崎市社会福祉協議会及び尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会が実施する事業に対する補助事業である。
	尼崎市社会福祉協議会及び尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会が実施する事業については、行政による補助が引き続き必要である。

総合評価

平成29年度の総合評価	(社会福祉協議会補助) 少子高齢化及び福祉ニーズの多様化を背景に、様々な形の地域の支え合いが必要とされている一方で、担い手不足が課題となっている。そのため、尼崎市社会福祉協議会では、各支部と共催でボランティアの入門講座を実施するなど、新たな担い手の確保にむけて事業を実施しており、今後も引き続き補助を行う必要がある。また、尼崎市社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業(成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業)の利用相談が年々増加しており、それに対応する市社協の人員体制整備が課題となっている。 (尼崎市保護司会及び尼崎地区更生保護女性会補助) 安心・安全のまちづくりのために、保護司会・更生保護女性会による日々の更生保護活動及び社会を明るくする運動等の啓発活動は重要であり、今後も引き続き補助を行う必要がある。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充 尼崎市社会福祉協議会、尼崎市保護司会及び尼崎地区更生保護女性会へ引き続き支援を実施していく。 また、判断能力に不安のある高齢者、障害者等が地域において安心して生活ができるよう、尼崎市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の人員整備にかかる経費を補助する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域高齢者福祉活動推進事業費	331F	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	あまがさき地域福祉計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成22年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	06 地域福祉		
展開方向	06-1 地域の課題に関心をもち、行動し、「支えあい」をはくむ人づくりを進めず。		
行政の取組	06-1 支えあいをはくむ人づくり		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	高橋 健二		

事業概要

事業実施趣旨	高齢者が自立し支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するために、尼崎市社会福祉協議会が地域高齢者福祉活動を推進するために実施する事業に対し、補助金を交付する。
対象 (誰を・何を)	65歳以上の高齢者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民が高齢者への福祉活動に関心をもち、理解を深めるとともに、高齢者自身が生きがいを持ち自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を促進する。
事業概要	尼崎市社会福祉協議会の各単位福祉協会または社会福祉連絡協議会等が実施する地域における安全安心活動、引きこもり防止活動、住民交流事業、学習教養・敬愛事業等の高齢者福祉活動推進事業に対し、補助金を交付する。
実施内容	<p>[活動内容]</p> <p>1 一般事業(旧敬老事業)</p> <p>各単位福祉協会又は、連絡協議会等が継続的に行う次の活動</p> <p>(1)地域における安全安心活動 高齢者福祉に関する情報収集、消費者被害、振り込み詐欺等の情報提供活動</p> <p>(2)引きこもり防止又は解消活動 地域への参加促進、健康・生きがいづくり</p> <p>(3)地域住民交流事業 地域における高齢者福祉ネットワーク構築、住民交流事業</p> <p>(4)学習教養事業・敬老事業 学習教養事業・敬愛活動・友愛活動</p> <p>2 地域高齢者ふれあい活動事業(旧地域福祉サポート事業)</p> <p>地域で自主的に活動するグループが実施する高齢者への昼食の提供や養護等の福祉活動</p> <p>3 老人給食サービス事業助成事業 地域で老人給食サービスを実施しているボランティアグループに対する耐久性のある消耗品の購入費の一部助成</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	46,606	46,631	46,631	
補助金補助及交付金	46,606	46,631	46,631	
人件費 B	1,600	1,193	1,189	
職員人工数	0.20	0.15	0.15	
職員人件費	1,600	1,193	1,189	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	48,206	47,824	47,820	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,221	1,912	2,525	市民福祉振興基金繰入金
内訳 一般財源	46,985	45,912	45,295	

事業成果の点検

評価指標	補助金執行率							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	34 年度	27年度	99	28年度	99	29年度	100
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 事業として概ね定着している。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域で活動を行う単位福祉協会、連絡協議会又はグループが、高齢者の生きがいを促進し、自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を促進することが必要とされている。この事業を通し、高齢者が地域で安心して住み続けるための、独居高齢者や心配事を抱える市民に対する住民主体の地域福祉活動は、地域社会において重要な役割を果たしている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体でも、地域における高齢者福祉活動推進のための事業補助を実施しているが、地域背景等を踏まえて実施しており、その事業内容等も異なっていることから、自治体間の単純比較が困難である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状 将来像	内容 地域における高齢者福祉活動に対して、補助を行っている。

総合評価

平成29年度の総合評価	今後も高齢化の進展が見込まれるため、高齢者の生きがいを促進し、自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成の促進が求められているため、引き続き、市社協に対して補助を行い事業を推進する。また、現行の事業を、高齢者を取り巻く様々な環境に応じて、より効果的、効率的に実施するための手法について、検討していく必要がある。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 高齢者の生きがいを促進し、自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を促進するために、効果的、効率的な事業の実施方法について尼崎市社会福祉協議会とともに、検討を行う。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域福祉推進事業費	302B	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	社会福祉法、尼崎市民の福祉に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:無)、高齢者保健福祉計画(評価:無)		款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	06 地域福祉
展開方向	06-2 市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。
行政の取組	06-2 市民や多様な主体の参画と協働による地域づくり
局	健康福祉局
課	福祉課
所属長名	高橋 健二

事業実施趣旨	地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動専門員を配置し、これまでの地域住民による活動を基盤とした地域福祉活動の充実に向けた支援を行う。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	より身近な地域で支え合い活動を推進し、制度の谷間や狭間の課題を抱えた地域住民を支えられるよう、地域住民や専門機関等によるネットワークづくりを推進することにより、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会を実現する。
事業概要	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が地域福祉活動専門員を配置して取り組む地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援することで地域福祉の推進を図る。
実施内容	<p>1 あまがさき地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、平成27年度からは生活支援コーディネーターを兼務するかたちで12人が配置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発 担い手の確保・育成及び担い手と地域福祉活動を結びつける事業 地域福祉活動の立ち上げ支援 地域福祉のネットワーク形成に向けた支援 地域福祉会議の設置及び運営支援 地域福祉活動グループの組織化及び活動支援 地域福祉活動計画の策定に向けた支援 地域の要援護者に対する個別援助の支援 災害時要援護者の支援体制の基盤づくり <p>2 福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業(平成29年10月から試行的に実施)みんなの尼崎大学支えあい分野(福祉学部)に登録し、市の各課が市民活動団体と共催して福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	37,788	38,150	37,810	
報償費		61		福祉課題の解決に向けた体系的な場支援事業に係る費用
需用費		66		地域福祉計画音訳CD作成
委託料		241		
使用料及び賃借料				
負担金補助金及び交付金	37,788	37,782	37,810	
人件費 B	4,493	4,375	4,360	
職工人件費	0.61	0.55	0.55	
職員人件費	4,493	4,375	4,360	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	42,281	42,525	42,170	
C 国庫支出金	17,949	17,949	5,000	生活困窮者就労支援事業費等補助金
市債				
市債				
その他	500	500	500	市民福祉振興基金運用収入
一般財源	23,832	24,076	36,670	

事業成果の点検

評価指標	地域福祉活動専門員相談支援件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件		
目標・実績	目標値	720	達成年度	34年度	27年度	28年度	319	29年度	377
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 や達成できず 下回った								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域のつながりの希薄化が進む中で、身近な生活の場での困りごとなど、制度の谷間・狭間にあるようなニーズを抱える人を地域で見つけ、支えていくことが求められている。こうした中で、地域福祉活動の活発化や地域における生活福祉課題の共有と解決に向けた検討、地域の福祉に関するネットワーク強化などを推進するための専門職の配置は地域福祉社会の実現にとって必要である。また、多くの市民の福祉への興味・関心を醸成するためには、福祉に関心の低い市民が気軽に参加できるテーマや、市民の身近な課題に応じた新たな講座を増やすとともに、その効果的な周知が必要となる。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	コミュニティソーシャルワーカーの配置状況 ()内は平成29年4月1日現在の推計人口(尼崎市)12名(人口:450,765人) 平成23年度に3人、平成24年度に6人、平成27年度から生活支援コーディネーターを兼務する形で12人を配置する。 (西宮市)7名(人口:488,080人) (芦屋市)1名(人口:95,740人) (伊丹市)7名(人口:196,632人) (宝塚市)6名(人口:234,003人) (川西市)5名(人口:155,378人) (三田市)7名(人口:113,565人)
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無

協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容	社会福祉協議会の取組であるコミュニティソーシャルワーカーの推進体制の整備は、市と市社協が協働して取り組む必要がある。
-------	--------------------------------	----	--

総合評価

平成29年度の総合評価	市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の取組により、身近な地域の中でサロンや子どもに寄り添う居場所などが増えるとともに、こうした活動を通じて、地域福祉活動専門員による不登校などの個別課題の把握にもつながっている。また、多様化・複雑化した住民ニーズに対応するため、引き続き、地域福祉活動専門員のさらなる専門性の向上が必要である。平成29年10月から、試行的に実施していた福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業では、公民館など関係各課と市民活動団体との協働による福祉学習を推進するため、その経費の一部を支出する取組を実施した。その結果、壮年期のひきこもりなどの制度の狭間にある福祉課題に関する学びの場の創出につながるとともに、当事者家族等による交流にもつながった。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 引き続き、地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じて、地域福祉活動専門員の専門性の向上に向けた支援を行う。また、試行的に実施していた福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業は、平成30年度から新規事業として実施を行う。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	更生保護活動促進事業費	3043	事業分類	ソフ事業
根拠法令			会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成24年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	06 地域福祉
展開方向	06-2 市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。
行政の取組	06-2 市民や多様な主体の参画と協働による地域づくり
局	健康福祉局
課	福祉課
所属長名	高橋 健二

事業概要

事業実施趣旨	犯罪や非行のない地域社会づくりを目指し、更生保護ボランティアを中心とした地域での更生保護活動の促進を図る。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	更生保護について市民の理解を深め、地域住民がそれぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築く。
事業概要	更生保護活動の促進を図るため、尼崎市保護司会に各種事業を委託する。
実施内容	<p>更生保護サポートセンターを運営する尼崎市保護司会に以下の業務を委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動(推進委員会、中央集会、実績報告会) ・カウンセリング研修会(年2回)、講習会(年12回程度)、合同研究会(年1回) ・青少年の健全育成及び非行化防止等に関する相談業務 ・その他更生保護活動促進に関する業務

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,095	4,095	4,095	
委託料	4,095	4,095	4,095	
人件費 B	476	1,193	1,585	
職員人工数	0.06	0.15	0.20	
職員人件費	476	1,193	1,585	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	4,571	5,288	5,680	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	4,571	5,288	5,680	

事業成果の点検

評価指標	“社会を明るくする運動”等参加人数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	3,508	28年度	3,159	29年度	3,219
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	一般刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合が約5割を占める近年、地域に根ざした更生保護活動である“社会を明るくする運動”やカウンセリング講習会等による地域への働きかけの必要性は高い。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

カウンセリング講習会等については、一定の受益者負担を求めている。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下において、神戸市(9区)、姫路市、豊岡市、赤穂市、三田市、加古川市で更生保護サポートセンターが設置されている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 行政の領域
現状 将来像	A B C D E
内容	当事業の全部を尼崎市保護司会に委託している。

総合評価

平成29年度の総合評価	今後も犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを目指し、“社会を明るくする運動”等による更生保護に対する啓発活動を広く市民へ行った。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 犯罪を犯した人の社会復帰には地域社会における更生保護への深い理解が必要となる。今後も“社会を明るくする運動”やカウンセリング講習会等を開催することで広く市民に更生保護活動の啓発を実施していくことが必要である。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	民生児童協力委員関係事業費	301K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市民生・児童協力委員設置要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度			項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	06 地域福祉				
展開方向	06-3 誰もが安心してできる暮らしを支える基盤づくりを進めます。				
行政の取組	06-3 誰もが安心してできる暮らしを支える基盤づくり				
局	健康福祉局	課	福祉課	所属長名	高橋 健二

事業実施趣旨	地域福祉の増進を図るため、民生児童委員に協力し福祉活動を行う民生・児童協力委員を設置し、人的協力体制の整備を行っている。
対象(誰を・何を)	尼崎市民生・児童協力委員設置要綱に基づき設置されている民生・児童協力委員
求める成果(どのような状態にしたいか)	民生児童委員との連携を深め、要援護者の日常生活の見守り等、長期的な支援を行う。
事業概要	民生・児童協力委員を設置し、民生児童委員と協力して福祉活動を行うことで、地域福祉協力体制の強化を図る。
実施内容	<p>民生・児童協力委員が安心して活動できるようにボランティア保険に加入するとともに、尼崎市民生児童委員協議会連合会に民生・児童協力委員の研修を委託する。</p> <p><民生・児童協力委員の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の活動内容の支援 ・要援護者家庭への安否確認、友愛訪問 ・市の福祉施策の普及啓発など、その他、地域の福祉活動の協力 <p><平成29年度実績></p> <p>尼崎市民生・児童協力委員設置要綱に基づき、活動中の事故に備えて傷害等保険制度に加入した。(487千円)</p> <p>民生・児童協力委員の定着促進や民生児童委員と協力委員の連携を深めるために研修を尼崎市民生児童委員協議会連合会に委託した。(726千円)</p>

事業費 (単位:千円)				
事業費 A	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
需用費	1,457	1,212	1,277	
役務費	145		2	
委託料	543	487	532	
	769	725	743	
人件費 B	3,199	1,989	1,665	
職員人工数	0.40	0.25	0.21	
職員人件費	3,199	1,989	1,665	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	4,656	3,201	2,942	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	4,656	3,201	2,942	

事業成果の点検

評価指標	活動協力委員数(目標値は民生・児童協力委員定数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定))							単位	人	
目標・実績	目標値	1,666	達成年度	年度	27年度	1,546	28年度	1,440	29年度	1,391
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った。民生児童委員の欠員とともに、民生・児童協力委員の現員数は減となっている。平成29年度 定数:1,666人 現員数:1,391人 欠員:275人)									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	民生・児童協力委員は兵庫県下で福祉分野における重層的な人的協力体制を整備するために設置されたものであり、民生児童委員1人あたり2人の設置となる。民生児童委員は法に定められる地域福祉を推進する担い手であり、その活動をサポートする民生・児童協力委員を配置するとともに、研修等を実施し、資質向上を図ることにより、地域福祉の向上が図られている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	民生児童委員に協力して福祉活動を行うものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	民生・児童協力委員は兵庫県独自の制度であり、本市と同様に中核市である西宮市、姫路市においても、民生・児童協力委員(推進委員)を設置している。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	民生・児童協力委員の研修を尼崎市民生児童委員協議会連合会に委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	行政が主体となり、市民の協力のもとに行う事業である。	

総合評価

平成29年度の総合評価	福祉ニーズの多様化や地域福祉の重要性が高まる中で、民生児童委員の担う役割は困難さを増しており、その活動を支える民生・児童協力委員の役割、負担も大きくなっている。今後も引き続き本事業の継続を図る必要がある。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 地域住民の多様化・複雑化した相対対応の増加に伴い、住民の最も身近な相談窓口である民生児童委員の活動をサポートする民生・児童協力委員の担う役割は重要性を増しており、今後も引き続き、本事業の継続を図る必要がある。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	民生児童委員関係事業費	3021	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	民生委員法他		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度			項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	06 地域福祉	所属長名	高橋 健二
展開方向	06-3 誰もが安心して暮らすための基盤づくりを進めます。		
行政の取組	06-3 誰もが安心して暮らすための基盤づくり		
局	健康福祉局	課	福祉課

事業概要

事業実施趣旨	福祉ニーズの多様化や地域福祉の重要性が高まる中で、民生児童委員の担う役割の重要性が困難さが増している。民生児童委員の活動促進と資質向上により、地域福祉の増進を図るため、今後とも引き続き補助していくことが重要である。
対象(誰を・何を)	民生委員法及び児童福祉法の規定に基づき設置されている民生児童委員
求める成果(どのような状態にしたいか)	各種研修会への参加促進など、関係行政機関との連携をより深めるとともに、民生児童委員の資質向上を図る。
事業概要	民生児童委員活動を促進し、要援護者に対する援護の充実及び地域住民の福祉の向上を図る。
実施内容	<p>6地区民生児童委員協議会の連合体である、尼崎市民生児童委員協議会連合会及び各地区民生児童委員協議会に活動費を交付し、事業運営を行う。</p> <p><活動内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活状況を必要に応じて適切に把握する。 ・要援護者に対して、その人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう相談に応じ、指導や助言を行う。 ・要援護者に適切な福祉サービスの利用ができるように必要な情報等を提供する。 <p><平成29年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・77,396千円 ・民生児童委員の活動の促進や資質の向上、地域福祉の増進を目的として、民生児童委員及び尼崎市民生児童委員協議会連合会の活動に対して補助金を交付するとともに、兵庫県民生児童委員連合会に対して研修の実施を委託した。また、退任した民生児童委員に対して、厚生労働大臣及び尼崎市長から表彰状及び感謝状を贈呈した。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	80,698	77,395	80,103	
需用費	189		2	
役務費	52	7	8	
委託料	300	300	300	
食料金補助及び交付金	80,157	77,088	79,793	
人件費 B	40,174	30,623	10,305	
職員人工数	4.95	3.85	1.30	平成30年1月から6地区民協事務局を社協に移管したことによる人件費の減
職員人件費	39,410	30,623	10,305	
嘱託等人件費	764			
合計 C (A+B)	120,872	108,018	90,408	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	120,872	108,018	90,408	

事業成果の点検

評価指標	活動委員数(目標値は委員定数) (成果指標の設定は困難であるため、活動指標を設定)						単位	人		
目標・実績	目標値	857	達成年度	年度	27年度	833	28年度	801	29年度	819
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 地域住民の高齢化等による担い手不足から、一部地域で欠員が見られる。 平成29年度 定数:857人 現員数819人 欠員:38人)									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員は民生委員法及び児童福祉法に基づく必置の委員であり、従来から地域福祉の中心的な役割を担っている。 ・少子高齢化等を背景とした福祉ニーズの多様化や社会的孤立の増加などにより、年々地域福祉の重要性が高まる中で、民生児童委員に期待される役割の重要性は高くなるとともに、その職務の困難さは増している。 ・こうした中で、民生児童委員の資質向上及び負担軽減に資することは地域福祉の推進にとって有効であり、そのための研修費や活動費を補助は欠かせないものである。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>民生児童委員調査等活動補助金の額については、阪神間7市(西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市)の中では以下のとおりである。尼崎市については比較的低い水準である。</p> <p>[詳細] 民生児童委員1人あたり(平成29年度)</p> <p>(尼崎市) 92,200円</p> <p>(西宮市) 101,616円 (芦屋市) 59,000円 (伊丹市) 59,000円</p> <p>(宝塚市) 104,010円 (川西市) 98,500円 (三田市) 112,100円</p>
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無																							
委託等の可能性	<p>法に基づき市が直接全てを実施すべき業務</p> <p>上記以外</p> <p>委託等の余地有</p> <p>委託等の余地無</p> <p>各地区民生児童委員協議会事務局は平成30年1月から市社会福祉協議会へ事務移管をおこなった。</p>																							
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">市民の領域</th> <th colspan="2">行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>現状</th> <th>将来像</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>尼崎市民生児童委員協議会連合会及び各地区民生児童委員協議会が実施する事業に対して、行政による補助が引き続き必要である。</td> </tr> </table>			市民の領域			行政の領域		内容	現状	将来像	A	B	C	D	E								尼崎市民生児童委員協議会連合会及び各地区民生児童委員協議会が実施する事業に対して、行政による補助が引き続き必要である。
		市民の領域			行政の領域		内容																	
現状	将来像	A	B	C	D	E																		
							尼崎市民生児童委員協議会連合会及び各地区民生児童委員協議会が実施する事業に対して、行政による補助が引き続き必要である。																	

総合評価

平成29年度の総合評価	<p>民生委員審査専門分科会の学識経験者や地区民生児童委員協議会会長と、民生児童委員の欠員補充に向けた推薦要件等や負担軽減のための支援策の検討を進めているものの、欠員状況の改善には至っていない。民生児童委員活動の対象は、児童から高齢者まで幅広く、また高齢者への見守りや認知症への支援、虐待などの深刻な事案への対応といった活動の種類も多岐にわたることから、負担感が強く、民生児童委員への支援策の充実とともに、推薦要件等の検討が課題となっている。</p>
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>維持</p> <p>民生児童委員に対し継続した支援を行うとともに、関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図る。また、次期(平成31年12月1日)一斉改選にむけた審査方針等の協議を進め、地区民生児童委員協議会事務局の市社協各支部事務局と連携し、欠員補充を進める。</p>
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	権利擁護推進事業費(一般会計)	302D	事業分類	ソフ事業
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第5号等		会計	01 一般会計
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:無)		款	15 民生費
事業開始年度	平成26年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	06 地域福祉		
展開方向	06-3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。		
行政の取組	06-3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり		
局	健康福祉局	課	北部保健福祉センター福祉相談支援課
		所属長名	上野 裕司

事業概要	福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で適切な判断・契約能力がなく、生活が維持できないケースが増加している。それらのケース等に対応するため、成年後見に係る相談から申立、受任者の養成・監督など一体的に支援を行うことで、誰もが本人らしい生活を送れる体制をつくる。
対象(誰を・何を)	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の判断能力が不十分な者(若年性認知症等)およびその関係者
求める成果(どのような状態にしたいか)	成年後見等支援センターを設置・運営し、相談から対応、その後の市民後見人などによる支援などを一体的に行い、高齢者・障害者などの権利擁護を図る。
事業概要	成年後見等に係る専門的な知見を背景に、センターにて権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人の就任などにより、対応後の支援にも関わる。また行政権限の行使が必要なものなど困難なケースには、司法専門職や行政などと連携して対応する。
実施内容	成年後見支援に係るセンターを設置(委託、庁舎内に設置) ・成年後見制度に係る専門的な利用支援(市民・介護事業者への相談・申立支援) ・専門職相談会の実施 ・市民後見人の養成・受任調整・活動監督 ・権利擁護支援 ・権利擁護支援ネットワークの推進(センター運営委員会) ・権利擁護相談、権利擁護に関する広報啓発 困難ケースの権利擁護に関するスーパーバイズ ・法律顧問による市に対する相談・同行支援、権利擁護支援チームによる個別支援 <平成27年度実績> 権利擁護相談860件 市民後見人養成14人、後見人受任4人(27年度末) センター運営委員会 2回 <平成28年度実績> 権利擁護相談836件 市民後見人養成4人、後見人受任6人(28年度末) センター運営委員会 2回 <平成29年度実績> 権利擁護相談945件 市民後見人養成3人、後見人受任8人(29年度末) センター運営委員会2回 実績は権利擁護推進事業(介護特会)と重複する

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	9,681	10,223	12,054	
報償費	0	0	1	
旅費	9	17	20	職員出張旅費
需用費	32	23	33	書籍等
委託料	9,640	10,183	12,000	センター運営・弁護士顧問料
人件費 B	1,012	1,222	826	
職員人工数	0.10	0.11	0.06	
職員人件費	840	875	476	
嘱託等人件費	172	347	350	
合計 C(A+B)	10,693	11,445	12,880	
C 国庫支出金				
の 県支出金	5,502	5,435	5,453	
市債				
財源				
その他				
一般財源	5,191	6,010	7,427	

事業成果の点検

評価指標	権利擁護相談の対応にかかった月数の合計					単位	月		
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	1,276	28年度	1,326	29年度	1,494
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	平成26年度より成年後見等支援センターを設置し、市民や各機関からの相談に対応した。センターの周知ともに対応月数が増加している							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民後見人の選任にあたっては支援機関が裁判所から後見監督人に任せられることが条件とされており、今後も多数の登録者に受任させていくためには、組織的・継続的に後見の専門知識をもつ機関を常設することが必須である。また国の計画でも成年後見に係る地域の中核機関を設置することを定められ、後見支援機関を中心としたネットワークづくりが必要とされている。相談から対応、後見人の選任・監督まで一体となって行うために、これらの事業を合せて行うのが望ましく、市の行政権限の発揮にかかる一部機能を市の事務として残り、その他については効率的に行うために、一括して委託している。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業に特定の受益者はいない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国の成年後見制度利用促進基本計画にて成年後見にかかる地域の中核機関の設置が求められている。近隣市(大阪・神戸・西宮・芦屋・伊丹・川西)においても権利擁護センター・成年後見支援センター等の設置がされており、本市においても権利擁護に関する体制整備・充実が求められている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	事業の中で行う相談会などを民間へ委託して行ってきた。本市における権利擁護のあり方の整理とそれに基づく事業の展開を考える機能についても、成年後見等にかかるセンターの運営に併せて、センター運営者と協働で進めていく。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	上記のとおり、民間委託の中で専門機関を設置し、民間の専門性を活用していく。	

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度内に保健福祉センターを2ヶ所設置したことと併せて、成年後見等支援センターも2ヶ所設置し、同センターが担っている対市民向けの相談受付機能を強化した。質的な対応力の向上にあたっては、困難なものへの対応には行政権限の行使機能が不可欠であることから、行政を中心に据えながら行政とセンター運営者が協働し、ノウハウの蓄積とその共有を図ることが必要である。また、親族以外が後見人を受任するケースが年々増えているが、弁護士等限られた専門家が受任しているため、ニーズの増加を満たすためには引き受け手を確保する対策が必要である。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 成年後見等支援センターの運営により、権利擁護相談や市民後見人の養成・支援、その他の成年後見などに関する機能を集約し、地域の中核機関としての機能をもつことを視野に、人材の育成とネットワークの強化に努めていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	小災害見舞金	30CA	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市小災害見舞金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	昭和53年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	06 地域福祉		
展開方向	06-3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。		
行政の取組	06-3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	高橋 健二		

事業概要

事業実施趣旨	災害救助法が適用されない一般火災又は台風の災害等の発生に際し、被害者等の援護を図ることが必要である。
対象 (誰を・何を)	市域内における一般火災、台風、地震等の小災害による被災者及びその遺族
求める成果 (どのような状態にしたいか)	災害救助法及び尼崎市災害甲慰金の支給等に関する条例の適用を受けるにいたらない小災害による被災者及びその遺族に対して、応急対策として市から見舞金を交付する。
事業概要	災害救助法等が適用されない火災、浸水、地震等の小災害による被災者及びその家族に一定の基準により見舞金を支給する。
実施内容	見舞金交付基準に基づき、次の見舞金を交付する。(り災証明書の提出が必要) (交付基準) 全焼、全壊、流失 単身者 30,000円(1人増すごとに2,000円加算) 半焼、半壊 単身者 20,000円(1人増すごとに1,000円加算) 床上浸水 1世帯 10,000円 死者 1人 30,000円 重傷者 10日以上入院者 1人 10,000円 <平成29年度実績> (A)全焼、全壊、流失 18世帯(23人) 550,000円 (B)半焼、半壊 6世帯(10人) 124,000円 (C)重傷者 2名 20,000円 (A)+(B)+(C) 合計 694,000円

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	351	694	680	
食料金補助及び交付金	351	694	680	
人件費 B	400	398	872	
職員人工数	0.05	0.05	0.11	
職員人件費	400	398	872	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	751	1,092	1,552	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	751	1,092	1,552	

事業成果の点検

評価指標	交付件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)				単位	件			
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	11	28年度	13	29年度	26
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、一般火災又は台風の災害等の発生に際し、被災者等の応急的援護を行うものであり、被災者等の自立の助長等の観点からも必要なものである。また、本事業の運用に当たっては、対象となる被災者等の把握について、関係部局等と十分な連携を図っている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間近隣都市(西宮市、芦屋市、伊丹市)においても、当市と同程度の支給水準である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	本事業の目的が災害等による被災者の援護であること、また、本事業には関係部局との十分な連携が必要であることから、市が直接実施していくべきものである。
委託等の可能性			
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容 被災者等に対し見舞金を交付する。
現状			
将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	本事業は、一般火災または台風の災害等の発生に際し、被災者等の応急的援護を行うものであり、被災者等の自立の助長等の観点からも必要である。また、本事業の運用にあたっては、対象となる被災者等の把握について、関係部局等と十分な連携を図りながら、引き続き継続していくべきものである。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 本事業は継続していくべきものであるが、災害は予測不能なため、災害発生時に迅速な対応が行えるように、普段から地域住民や関係部局との連携を一層図っていく必要がある。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	権利擁護推進事業費(介護特会)	TJ2Q	事業分類	ソJT事業
根拠法令	老人福祉法第32条の2ほか		会計	60 介護保険事業費
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:無)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成26年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	06 地域福祉				
展開方向	06-3 誰もが安心してできる暮らしを支える基盤づくりを進めます。				
行政の取組	06-3 誰もが安心してできる暮らしを支える基盤づくり				
局	健康福祉局	課	北部保健福祉センター福祉相談支援課	所属長名	上野 裕司

事業概要	介護保険制度にあわせ、本人による契約が必須となり、福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で適切な判断・契約能力がなく、生活が維持できないケースが増加している。それらのケースなどに対応するため、成年後見に係る相談から申立、受任者の養成・監督など一体的に支援を行うことで、誰もが本人らしい生活を送れる体制をつくる。
対象(誰を・何を)	認知証高齢者、その他の判断能力が不十分な者(若年性認知症等)およびその関係者
求める成果(どのような状態にしたいか)	成年後見等支援センターを設置・運営し、相談から対応、その後の市民後見人などによる支援などを一体的に行い、高齢者などの権利擁護を図る。
事業概要	成年後見等に係る専門的な知見を背景に、センターにて権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人の就任などにより、対応後の支援にも関わる。また行政権限の行使が必要なものなど困難なケースには、司法専門職や行政などと連携して対応する。
実施内容	<p>成年後見支援に係るセンターを設置(委託、庁舎内に設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に係る専門的な利用支援(市民・介護事業者への相談・申立支援) ・専門職相談会の実施 ・権利擁護支援 ・権利擁護支援ネットワークの推進(センター運営委員会) ・権利擁護相談、権利擁護に関する広報啓発 <p>困難ケースの権利擁護に関するスーパーバイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律顧問による市に対する相談・同行支援、権利擁護支援チームによる個別支援 <p><平成27年度実績> 権利擁護相談 860件 市民後見人養成 14人、後見人受任 4人(27年度末)</p> <p>センター運営委員会 2回</p> <p><平成28年度実績> 権利擁護相談 836件 市民後見人養成 4人、後見人受任 6人(28年度末)</p> <p>センター運営委員会 2回</p> <p><平成29年度実績> 権利擁護相談 945件 市民後見人養成 3人、後見人受任 8人(29年度末)</p> <p>センター運営委員会 2回</p> <p>実績は権利擁護推進事業(一般会計)と重複する</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	6,325	8,679	15,367	
委託料	6,325	8,679	15,367	
人件費 B	1,012	1,222	826	
職員人工数	0.10	0.11	0.06	
職員人件費	840	875	476	
嘱託等人件費	172	347	350	
合計 C(A+B)	7,337	9,901	16,193	平成30年度
C 国庫支出金	2,466	3,385	5,919	(国)地域支援事業交付金38.5%
の 県支出金	1,233	1,692	2,958	(県)地域支援事業交付金19.25%
市債				
その他	1,392	1,909	3,535	(その他)第1号保険料23%
内 一般財源	2,246	2,915	3,781	

事業成果の点検

評価指標	権利擁護相談の対応にかかった月数の合計	単位	月						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	1,276	28年度	1,326	29年度	1,494
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	平成26年度より成年後見等支援センターを設置し、市民や各機関からの相談に対応した。センターの周知ともに対応月数が増加している。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民後見人の選任にあたっては支援機関が裁判所から後見監督人に任せられることが条件とされており、今後も多数の登録者に受任させていくためには、組織的・継続的に後見の専門知識をもつ機関を常設することが必須である。また国の計画でも成年後見に係る地域の中核機関を設置することを定められ、後見支援機関を中心としたネットワークづくりが必要とされている。相談から対応、後見人の選任・監督まで一体となって行うために、これらの事業を合せて行うのが望ましく、市の行政権限の発揮にかかる一部機能を市の事務として残り、その他については効率的に行うために、一括して委託している。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業に特定の受益者はいない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国の成年後見制度利用促進基本計画にて成年後見にかかる地域の中核機関の設置が求められている。近隣市(大阪・神戸・西宮・芦屋・伊丹・川西)においても権利擁護センター・成年後見支援センター等の設置がされており、本市においても権利擁護に関する体制整備・充実が求められている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	事業の中で行う相談会などを民間へ委託して行ってきた。本市における権利擁護のあり方の整理とそれに基づく事業の展開を考える機能についても、成年後見等にかかるセンターの運営に併せて、センター運営者と協働で進めていく。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 上記のとおり、民間委託の中で専門機関を設置し、民間の専門性を活用していく。
現状 将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度内に保健福祉センターを2ヶ所設置したことと併せて、成年後見等支援センターも2ヶ所設置し、同センターが担っている対市民向けの相談受付機能を強化した。質的な対応力の向上にあたっては、困難なものへの対応には行政権限の行使機能が不可欠であることから、行政を中心に据えながら行政とセンター運営者が協働し、ノウハウの蓄積とその共有を図ることが必要である。また、親族以外が後見人を受任するケースが年々増えているが、弁護士等限られた専門家が受任しているため、ニーズの増加を満たすためには引き受け手を確保する対策が必要である。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 成年後見等支援センターの運営により、権利擁護相談や市民後見人の養成・支援、その他の成年後見などに関する機能を集約し、地域の中核機関としての機能をもつことを視野に、人材の育成とネットワークの強化に努めていく。
---------------	--